

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 2	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	大気環境の保全	担当部局	水・大気環境局
		評価者	総務課長 森谷 賢

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	2 章	大気環境の保全(地球規模を除く)
施策(節)	1 節	2 大気環境の保全(地球規模を除く)	施策(節)	全節	-
その他関連する個別計画		ヒートアイランド対策大綱(平成 16 年 3 月 1 日策定)			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	<p>< 施策の概要及び求める成果 > 大気汚染・騒音・振動・悪臭に係る規制等大気環境に関する対策を講じ、環境基準の達成・維持等を図ることにより、人の健康を保護するとともに生活環境を保全する。</p>				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 > H17 年度の予算額の減少は、大気環境監視に係る国庫補助の廃止の影響等による。
	金額(単位:千円)	3,338,780	3,148,158	2,567,949	
	一般会計	3,338,780	3,148,158	2,567,949	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

<p>全国的环境基準の達成状況については、自動車排出ガス測定局において、二酸化窒素については 89.2%、浮遊粒子状物質については 96.1%に改善し、一般環境大気測定局においては二酸化窒素の環境基準達成率が 100%となる等、各種の施策の成果が着実に現れている(数値はいずれも平成 16 年度)。</p> <p>一方で、光化学オキシダントの環境基準達成状況は極めて低い。また、中央環境審議会自動車排出ガス総合対策小委員会において自動車 NOx・PM 法に基づく施策の中間点検を実施したところ、平成 17 年 12 月の中間報告において、大都市圏を中心に、環境基準を達成しない測定局が依然として残っていると指摘を受けるなど、大気環境に係る課題は未だに残っており、その成果は十分ではない。有害大気汚染物質は優先取組物質を中心にマニュアル等に基づきモニタリングが行われているが、優先取組物質以外の測定データが少ない等不十分な点もある。</p> <p>これまで未規制であったオフロード特殊自動車については、排出ガス規制のための法整備を行うなど新たな取組を開始した。騒音、振動、悪臭に係る苦情件数がここ数年増加傾向にあることから、期待する成果が得られていない。</p> <p>ヒートアイランド対策について、新宿御苑をモデルとした調査など、同大綱に基づいた対策の推進が図られているが、地方公共団体における取組は十分とは言えない。</p>	
---	--

残された課題・新たな課題

光化学オキシダントの環境基準達成を向上させる。 大都市圏を中心とした大気汚染についての、流入車対策や局地汚染対策の検討。 優先取組物質以外の有害大気汚染物質の測定データが少なく、多数の物質の測定方法が未確立。 オフロード特殊自動車におけるメーカーが指定した燃料以外の燃料の使用抑制。 近年の騒音・振動・悪臭の苦情傾向に対応した対策の実施。 地方公共団体等におけるヒートアイランド対策に向けた取組の促進等。

今後の取組

光化学オキシダントの原因物質の一つである揮発性有機化合物の排出抑制対策を推進する(平成 18 年度から法規制を開始)。 自動車排出ガス総合対策の在り方について、中央環境審議会で審議が行われており、その結果を踏まえ、追加施策を検討する。 有害大気汚染物質について、測定方法の開発、モニタリングの推進に取り組む。 オフロード特殊自動車に対する適正燃料の使用等について指針を作成し指導する。またその対策等のために定員を要求する。 大気生活環境の保全に関して、最近の苦情傾向や国際動向等を踏まえ、建設作業場規制を始めとした施策の更なる拡充を図る。 ヒートアイランド現象の環境影響の調査等に引き続き取組むと共に、ヒートアイランド対策について、同大綱に盛り込まれた人工排熱の削減、地表面被覆の改善、都市形態の改善、ライフスタイルの改善といった各種対策のさらなる拡充を図る。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	-a
	機構・定員要求への反映	

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1	固定発生源からの大気汚染に関し、規制や自主取組の促進など多様な措置を講じ、大気汚染に係る環境基準等の達成・維持を図る。																	
指標の名称	全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準等達成率(%) 二酸化いおう ベンゼン アクリロニトリル 一酸化炭素 トリクロロエチレン 塩化ビニルモノマー 浮遊粒子状物質 テトラクロロエチレン 水銀 二酸化窒素 ジクロロメタン ニッケル化合物 光化学オキシダント																	
指標年度・単位	単位	H14 年度	H15 年度	H16 年度	目標値	H - 年度												
指標	%	99.8	99.7	99.9		100												
	%	100	100	100		100												
	%	52.5	92.8	98.5		100												
	%	99.1	99.9	100		100												
	%	0.3	0.1	0.1		100												
	%	91.7	92.2	94.5		100												
	%	100	100	100		100												
	%	100	100	100		100												
	%	99.7	100	100		100												
	%	100	100	100		100												
	%	100	100	100		100												
	%	100	100	100		100												
	%	97.1	97.4	98.2	100													
目標を設定した根拠等	基準年	-		基準年の値	-													
	根拠等	大気の汚染に係る環境基準について(昭和 48 年環告 25) 二酸化窒素に係る環境基準について(昭和 53 年環告 38) ~ ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について(平成 9 環告 4 ~ 中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第7次答申)」 (平成 15 年 7 月)																
達成状況	全国的に概括すると、環境基準等の達成状況は改善傾向にある。 ただし、浮遊粒子状物質等について、大都市圏等においては近年も未だに環境基準が達成されていない地域があり、更に改善を図る必要がある。 光化学オキシダントの環境基準達成率は依然として低い。 有害大気汚染物質については、ベンゼン及びニッケル化合物の環境基準等超過地点の割合は前年度に比べ改善しており、平均濃度も改善傾向にある。その他の物質については、全ての地点で環境基準等を満たしていた。																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平均濃度</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベンゼン(μg/m³)</td> <td>2.0</td> <td>1.9</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td>ニッケル化合物(ng/m³)</td> <td>6.1</td> <td>5.9</td> <td>5.9</td> </tr> </tbody> </table>		平均濃度	H14	H15	H16	ベンゼン(μg/m ³)	2.0	1.9	1.8	ニッケル化合物(ng/m ³)	6.1	5.9	5.9				
平均濃度	H14	H15	H16															
ベンゼン(μg/m ³)	2.0	1.9	1.8															
ニッケル化合物(ng/m ³)	6.1	5.9	5.9															
	大気中へのアスベスト飛散防止対策については、平成 17 年度に大気汚染防止法及び政省令を改正し、建築物等の解体等作業における対策を拡充・強化した。また、大気環境中濃度の緊急モニタリング調査を行った。																	

下位目標 2	自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、規制、助成、税制措置、普及啓発等の多様な措置を講じ、大気汚染に係る環境基準の達成・維持を図る。																																																																							
指標の名称	全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率 二酸化窒素 (NO ₂) 一酸化炭素 (CO) 浮遊粒子状物質 (SPM) (参考) 低公害車の普及台数 光化学オキシダント (参考) 燃料電池自動車の普及台数 二酸化いおう (SO ₂)																																																																							
指標年度・単位	単位	H14 年度	H15 年度	H16 年度	目標値	H - 年度																																																																		
指標	%	83.5	85.7	89.2		100																																																																		
	%	34.3	77.2	96.1		100																																																																		
	%	11.1	7.4	3.6		100																																																																		
	%	99.0	100.0	100.0		100																																																																		
	%	100.0	100.0	100.0		100																																																																		
	万台	458	711	968		1,000 (H22)																																																																		
台	23	50	61	50,000 (H22)																																																																				
目標を設定した根拠等	基準年	-	基準年の値	-																																																																				
	根拠等	二酸化窒素に係る環境基準について(昭和 53 年環告 38) 大気汚染に係る環境基準について(昭和 48 年環告 25) 低公害車開発普及アクションプラン(平成 13 年7月)																																																																						
達成状況	<p>二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、全体として改善傾向が見られるものの、大都市圏を中心に環境基準を達成しない測定局が依然として残っている状況にある。光化学オキシダントの環境基準達成率は依然として低い。二酸化いおう及び一酸化炭素については、環境基準を満たしていた。低公害車に関しては順調に普及・導入が進んでいるが、我が国の全保有台数に占める低公害車の割合は 2 割弱である。燃料電池自動車に関しては、平成 16 年度の国内における普及台数は 61 台である。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>NO₂ 環境基準達成状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H7</th><th>H8</th><th>H9</th><th>H10</th><th>H11</th><th>H12</th><th>H13</th><th>H14</th><th>H15</th><th>H16</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般環境大気測定局</td> <td>97.5%</td><td>96.4%</td><td>95.3%</td><td>94.3%</td><td>98.9%</td><td>99.2%</td><td>99.0%</td><td>99.1%</td><td>99.9%</td><td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>自動車排出ガス測定局</td> <td>70.5%</td><td>64.6%</td><td>65.7%</td><td>68.1%</td><td>78.7%</td><td>80.0%</td><td>79.4%</td><td>83.5%</td><td>85.7%</td><td>89.2%</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="text-align: center;"> <p>SPM 環境基準達成状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H7</th><th>H8</th><th>H9</th><th>H10</th><th>H11</th><th>H12</th><th>H13</th><th>H14</th><th>H15</th><th>H16</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般環境大気測定局</td> <td>63.5%</td><td>69.8%</td><td>61.9%</td><td>67.3%</td><td>90.1%</td><td>84.4%</td><td>66.6%</td><td>52.5%</td><td>92.8%</td><td>98.5%</td> </tr> <tr> <td>自動車排出ガス測定局</td> <td>35.2%</td><td>42.4%</td><td>34.0%</td><td>35.7%</td><td>76.2%</td><td>66.1%</td><td>47.0%</td><td>34.3%</td><td>77.2%</td><td>96.1%</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div>						年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	一般環境大気測定局	97.5%	96.4%	95.3%	94.3%	98.9%	99.2%	99.0%	99.1%	99.9%	100.0%	自動車排出ガス測定局	70.5%	64.6%	65.7%	68.1%	78.7%	80.0%	79.4%	83.5%	85.7%	89.2%	年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	一般環境大気測定局	63.5%	69.8%	61.9%	67.3%	90.1%	84.4%	66.6%	52.5%	92.8%	98.5%	自動車排出ガス測定局	35.2%	42.4%	34.0%	35.7%	76.2%	66.1%	47.0%	34.3%	77.2%	96.1%
年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16																																																														
一般環境大気測定局	97.5%	96.4%	95.3%	94.3%	98.9%	99.2%	99.0%	99.1%	99.9%	100.0%																																																														
自動車排出ガス測定局	70.5%	64.6%	65.7%	68.1%	78.7%	80.0%	79.4%	83.5%	85.7%	89.2%																																																														
年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16																																																														
一般環境大気測定局	63.5%	69.8%	61.9%	67.3%	90.1%	84.4%	66.6%	52.5%	92.8%	98.5%																																																														
自動車排出ガス測定局	35.2%	42.4%	34.0%	35.7%	76.2%	66.1%	47.0%	34.3%	77.2%	96.1%																																																														

下位目標 3	大気環境の状況及び対策の効果等を把握し、人の健康を保護するとともに生活環境を保全する基礎となる監視・観測体制の整備、科学的知見の充実、その他基礎調査を進める。	
達成状況	<p>平成 16 年度末現在、一般環境大気測定局 1,639 局、自動車排出ガス測定局 447 局 が設置されており、地方公共団体において引き続き常時観測が行われている。</p> <p>リアルタイムの大気環境データ及び光化学オキシダント注意報を「大気汚染物質広域監視システム(愛称:そらまめ君)」により、インターネット等で一般公開している。</p> <p>有害大気汚染物質については、地方公共団体等により大気環境モニタリングが実施されており、その結果については、記者発表等により公表している。また科学的知見等の文献調査についても継続して実施している。</p> <p>近年、健康影響が懸念されている微小粒子状物質 (PM_{2.5})、ディーゼル排気微粒子 (DEP) 及び極微小粒子 (環境ナノ粒子) については健康影響を明らかにするための各種調査を実施した。</p>	

下位目標 4	騒音に係る環境基準の達成率を向上させ、騒音・振動・悪臭公害を減少させることにより、良好な生活環境を保全するとともに、光害対策に対する各主体の関心・理解を深める。																																									
指標の名称	騒音に係る環境基準達成状況(一般地域) 騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域) 航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース(地方公共団体が測定した結果を集計)) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース(地方公共団体が測定した結果を集計)) (参考)騒音に係る苦情件数 (参考)振動に係る苦情件数 (参考)悪臭に係る苦情件数 (参考)スターウォッチングネットワーク参加者数																																									
指標年度・単位	単位	H14 年度	H15 年度	H16 年度	目標値	H - 年度																																				
指標	%	73.8	72.5	73.9		100																																				
	% (千戸)	80.1 (評価対象:1934)	80.7 (評価対象:2395)	81.4 (評価対象:2663)		100 (H21 年度)																																				
	%	71.4	72.7	71.8		100																																				
	%	39.7	37.5	39.6		100																																				
	件	15,461	15,928	16,215		-																																				
	件	2,614	2,608	3,289		-																																				
	件	23,519	24,587	19,657		-																																				
	人	12,999	10,535	11,478	-																																					
目標を設定した根拠等	基準年	-		基準年の値	-																																					
	根拠等	騒音に係る環境基準について(平成 10 年環告 64) 航空機騒音に係る環境基準について(昭和 48 年環告 154) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準について(昭和 50 年環告 46)																																								
達成状況	<p>環境基準の達成状況はほぼ横ばいであるが、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況については、依然未達成の地点は多く、厳しい状況である。</p> <p>苦情件数は、騒音、振動、悪臭ともにここ数年は増加傾向にあるが、悪臭に関しては平成 16 年度に野外焼却に係る苦情の大幅な減少がみられた。野外焼却に関しては、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく焼却禁止の対象となるものであり、この規定が平成 13 年度から適用されていることから、その効果が浸透してきたことが考えられる。</p> <p>建設作業騒音・振動に係る苦情は、都心部での解体工事を中心にここ数年増加傾向にある。スターウォッチングネットワーク参加者数は、ほぼ横ばいである。</p>																																									
	<div style="text-align: center;">苦情件数の推移</div> <table border="1"> <caption>苦情件数の推移 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>騒音 (件)</th> <th>振動 (件)</th> <th>悪臭 (件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>09</td><td>21,000</td><td>3,500</td><td>16,000</td></tr> <tr><td>10</td><td>20,500</td><td>3,500</td><td>18,000</td></tr> <tr><td>11</td><td>21,000</td><td>3,500</td><td>16,000</td></tr> <tr><td>12</td><td>22,000</td><td>3,500</td><td>17,000</td></tr> <tr><td>13</td><td>22,500</td><td>3,500</td><td>16,000</td></tr> <tr><td>14</td><td>22,000</td><td>3,500</td><td>14,000</td></tr> <tr><td>15</td><td>23,000</td><td>3,500</td><td>24,000</td></tr> <tr><td>16</td><td>21,000</td><td>3,500</td><td>16,000</td></tr> </tbody> </table>						年度	騒音 (件)	振動 (件)	悪臭 (件)	09	21,000	3,500	16,000	10	20,500	3,500	18,000	11	21,000	3,500	16,000	12	22,000	3,500	17,000	13	22,500	3,500	16,000	14	22,000	3,500	14,000	15	23,000	3,500	24,000	16	21,000	3,500	16,000
年度	騒音 (件)	振動 (件)	悪臭 (件)																																							
09	21,000	3,500	16,000																																							
10	20,500	3,500	18,000																																							
11	21,000	3,500	16,000																																							
12	22,000	3,500	17,000																																							
13	22,500	3,500	16,000																																							
14	22,000	3,500	14,000																																							
15	23,000	3,500	24,000																																							
16	21,000	3,500	16,000																																							

下位目標 5	人工排熱の削減、地表面被覆の改善、都市形成の改善、ライフスタイルの改善等を推進し、ヒートアイランド現象を緩和させる。
達成状況	京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月)に「緑化等ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた省 CO ₂ 化」が盛り込まれる等、地球温暖化対策と連携してヒートアイランド対策の取組を実施している。 平成 17 年 7 月にヒートアイランド対策大綱に基づく施策の進捗状況の点検を実施したところ、大綱に示されたヒートアイランド対策は大綱策定時から全般に渡って進展が見られた。特に人工排熱の削減に関する施策は、地球温暖化対策とあいまって、省エネルギーの推進にかかる新規の施策が実施されるなど、新たな展開が見られた。

評価・分析（必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析）

〔必要性〕

大気環境の保全を通じて人の健康の保護・生活環境の保全を図ることは、現在及び将来の国民の、健康で文化的な生活の確保に寄与するものであり、高い社会的ニーズ及び公益性を持つものと考えられる。また、後述するように、事業者による自主的取組や地方公共団体との連携に留意しつつ施策の実施を図っており、官と民・国と地方の役割分担が適切になされているものと考えられる。

〔有効性〕

国による排出規制及び常時監視等の枠組みの整備、自治体による適切な法の施行、有害大気汚染物質の排出抑制対策(環境庁、通産省策定「事業者による有害大気汚染物質の自主管理の促進のための指針」に基づく自主管理計画を含めた対策)等の取組が有効に機能しており、一般環境大気測定局における大気汚染物質の濃度及び環境基準等の達成状況は、光化学オキシダントを除き良好な状況が継続していると考えられる。

大気環境監視体制を継続し、モニタリング結果をまとめることにより、施策展開の基礎を得ることができた。また、リアルタイムで大気環境データ及び光化学オキシダント注意報をインターネット等で一般公開することにより、大気汚染状況の判断材料として利用されている。

臭気指数規制の導入地域の増加により悪臭公害に対する枠組が着実に整備され、特定悪臭物質濃度規制では十分に対応できなかったサービス業等に係る悪臭苦情に対するより適切な対応が期待できる。

地方公共団体における自動車騒音常時監視の適切な実施により、自動車騒音の状況に関する情報が充実し、これらの情報の共有により、自動車騒音単体対策等、関係機関が連携した道路交通騒音対策の取組が促進されてきている。

ヒートアイランド対策について、同大綱に基づいた対策の推進が図られている。

〔効率性〕

浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントに係る課題に対応するため、原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)の固定発生源からの排出抑制対策を講じることとなった。対策の実施に当たっては、平成 18 年 4 月より開始された工場・事業場に対する排出規制と、事業者による自主的取組を効果的に組み合わせる取り組みとしていく(ベスト・ミックス)。

上記の例以外にも、社会情勢の変化に対応した規制の強化・緩和、税制優遇・融資制度等の規制以外の手法の活用、関係府省・地方公共団体との連携といった取組により、効率的な施策の実施を図っている。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

省内の組織変更に伴い、施策体系の見直しを行い、昨年度の -2-(1-1)～(1-3)及び -2-(2)を本施策 -2 として再編した。また、昨年度まで指標として設定していた「一般公用車への低公害車の導入率」については H16 年度に 100%という目標を達成したため、今回当該指標を削除した。

< 内閣としての重要施策等 >

施政方針演説及び所信表明演説: 第 156 回国会(平成 15 年 1 月 21 日)

第 159 回国会(平成 16 年 1 月 19 日)

第 161 回国会(平成 16 年 10 月 12 日)

第 162 回国会(平成 17 年 1 月 21 日)

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005(平成 16 年 6 月 21 日)

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）				
大気汚染防止法(昭和43年法律第97号) 自動車NOx・PM法(平成4年法律第70号) 騒音規制法(昭和43年法律第98号) 振動規制法(昭和51年法律第64号) 特定特殊自動車排ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第64号) 悪臭防止法(昭和46年法律第91号) 日本政策投資銀行等による低利融資 公害防止用設備に係る税制優遇、自動車税のグリーン化等の税制優遇				
下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H17当初	H18当初	H19反映
1	大気汚染防止規制等対策費	15,669	13,852	
	有害大気汚染物質排出抑制対策推進事業	96,646	45,827	
	アスベスト対策調査	12,636	47,108	
	高排出量化学物質モニタリング調査事業	19,269	16,077	
	非意図的生成の残留性有機汚染物質(大気)対策調査費	44,889	40,877	
	排出基準等緊急立入調査費	3,260	3,156	
	総合大気環境保全対策検討調査費	65,883	60,359	
	揮発性有機化合物(VOC)対策費	210,040	187,431	
	大気環境監視システム整備経費	64,773	101,628	
	大気汚染特別調査費	1,524	1,519	
可搬式発動発電機等に対する対策等に係る調査	-	-	新	
2	低公害車普及推進費	60,769	33,634	
	自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減対策費	306,058	238,331	
	オフロード特殊自動車排出ガス対策事業費	9,808	44,330	
	ディーゼル自動車等排出ガス低減施策検討調査	10,868	10,730	
	自動車からの有害大気汚染物質排出実態調査	15,692	14,820	
	粒子状物質の粒子数等排出特性実態調査及び測定法の確立	58,729	52,553	
	試験モード外(オフサイクル)の排出ガス実態調査	10,000	9,313	
	新燃料の有害性及び使用時の排出ガス実態調査	-	21,587	
	潤滑油の品質及び排出ガス実態調査	-	11,397	
	新たな特殊自動車の排出ガス試験モードの検討	-	-	新
低公害(代エネ・省エネ)車普及事業(再掲: -1-(1))	-	-		
次世代技術普及事業(再掲: -1-(1))	-	-		
自動車使用合理化推進事業(再掲: -1-(1))	-	-	新	
アジアESTの実現に向けた技術支援	-	-	新	
3	大気環境基準等設定調査費	19,123	16,723	
	大気環境監視測定網整備推進費	82,660	128,081	
	総合環境モニタリング健康調査	0	5709	
	有害汚染物質モニタリング推進事業	157,770	172,192	
	在日米軍施設・区域周辺環境保全対策費	10,085	10,504	
	公害防止管理実施状況調査	4,070	3,287	
	大気環境監視システム整備経費	64,773	101,628	
	花粉観測体制整備費	87,551	109,670	
	船舶排出大気汚染物質規制検討調査	7,131	6,527	
	自動車交通環境監視測定費	65,786	87,098	
微小粒子状物質等の曝露影響評価調査研究費	311,124	309,952		
交通騒音に係る環境基準情報の管理	2,109	3,961		
アジア諸国における石綿対策技術支援費	-	-	新	
4	良好な大気生活環境保全推進費	18,716	18,399	
	騒音・振動規制対策費	47,182	40,989	
	悪臭防止対策費	36,540	27,300	
	交通騒音振動低減対策推進調査	24,930	19,366	
	道路交通振動対策調査	6,673	7,128	
	自動車騒音に係る環境基準評価マニュアルの改訂	17,028	27,305	
	自動車単体騒音対策検討・調査費	20,447	28,467	×
	自動車の市街地走行騒音検討・調査	-	8,000	

	新たな自動車定置騒音試験法の検討調査 騒音による住民反応(不快感)に関する社会調査 騒音やヒートアイランド等都市環境の負荷の軽減に資するまちづくり技術支援	- 6,000 -	- 6,296 -	新 新
5	クールシティ推進事業(1) クールシティ中枢街区パイロット事業(再掲: -1-(1))	59,557 -	106,603 -	新 新

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
4 -	予定の終期どおり。	4 - へ移行する。

<別紙> 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 2 大気環境の保全	下位目標 1
指標名	全国の一般大気環境測定局における大気汚染に係る環境基準達成率 二酸化いおう ベンゼン アクリロニトリル 一酸化炭素 トリクロロエチレン 塩化ビニルモノマー 浮遊粒子状物質 テトラクロロエチレン 水銀 二酸化窒素 ジクロロメタン ニッケル化合物 光化学オキシダント	
指標の解説	~ 全国の一般環境大気測定局において、環境基本法第 16 条に定める大気の汚染に係る環境基準を達成している割合 ~ 環境基本法第 16 条に定める大気の汚染に係る環境基準を達成している割合 ~ 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)を達成している割合	
評価に用いた 資料等	大気汚染状況報告(公開) 地方公共団体等における有害大気汚染物質モニタリング調査結果(公開)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 2 大気環境の保全	下位目標 2
指標名	全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率 二酸化窒素(NO ₂) 一酸化炭素(CO) 浮遊粒子状物質(SPM) (参考)低公害車の普及台数 光化学オキシダント (参考)燃料電池自動車の普及台数 二酸化いおう(SO ₂)	
指標の解説	~ 全国の自動車排出ガス測定局において、環境基本法第 16 条に定める大気の汚染に係る環境基準を達成している割合 国内における低公害車の普及台数 国内における燃料電池自動車の普及台数	
評価に用いた 資料等	大気汚染状況報告書(公開)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 2 大気環境の保全	下位目標 4
指標名	騒音に係る環境基準達成状況(一般地域) 騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域) 航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース(地方公共団体が測定した結果を集計)) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース(地方公共団体が測定した結果を集計)) (参考)騒音に係る苦情件数 (参考)振動に係る苦情件数 (参考)悪臭に係る苦情件数 (参考)スターウォッチングネットワーク参加者数	
指標の解説	環境基準の適合地点 / 測定地点数 × 100 環境基準以下の住宅等戸数 / 住宅等戸数 × 100、及び住宅等戸数 環境基準の適合地点 / 測定地点数 × 100 環境基準の適合地点 / 測定地点数 × 100 全国の地方公共団体に寄せられた騒音に係る苦情の件数 全国の地方公共団体に寄せられた振動に係る苦情の件数 全国の地方公共団体に寄せられた悪臭に係る苦情の件数 年に 2 回(夏期、冬期)行われるスターウォッチングネットワークにおける参加者数	
評価に用いた 資料等	騒音規制法施行状況調査 自動車交通騒音実態調査報告 振動規制法施行状況調査 悪臭防止法施行状況調査	



指標に影響を 及ぼす外部要因	苦情件数を減らすことが、即ち良好な生活環境の保全とはならない点に注意が必要。 野外焼却に対する苦情の増減に総件数が左右される。 屋外で行うため、天候の影響により参加者数の増減が生じる。
-------------------	--